

昭和二十六年法律第百八十四号

國土調査法

三



するに認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

6 國土調査を行う者は、國土調査の効率的な実施に資するため必要があると認めるときは、前項の規定による申請を当該測量及び調査を行つた者に代わつて行うことができる。この場合においては、あらかじめ、当該測量及び調査を行つた者の同意を得なければならない。

7 國土交通大臣又は事業所管大臣は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

8 國土交通大臣又は事業所管大臣は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(國土調査の成果の写しの送付等)

2 第二十条 國土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前条第二項の規定により國土調査の成果を認証した場合又は同条第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては當該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、その他の國土調査にあつては政令で定める台帳を備える者に、それぞれ當該國土調査の成果の写しを送付しなければならぬ。

3 登記所又は前項の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、同項の規定により送付された國土調査の成果の写しに基づいて、土地の表示に関する登記及び所有權の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記をし、又は同項の台帳の記載を改めなければならない。

4 前項の場合において、地籍調査が第三十二条の規定により行わたったときは、登記所は、その國土調査の成果の写しに基づいて分筆又は合筆の登記をしなければならない。

(國土調査の成果の保管)

5 第二十二条 國土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、第十九条第二項の規定により國土調査の成果を認証した場合においては、その國土調査の成果の写しを、それぞれ當該都道府県知事又は市町村長に、送付しなければならぬ。

**(街区境界調査成果に係る特例)**

**第二十一条の二 第五条第四項若**

三項の規定による指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、当該地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、一の街区（住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区をいう。以下この項において同じ。）内にその全部又は一部が所在する一筆又は二筆以上の土地（当該街区外にその全部が所在する土地（以下この項において「街区外土地」という。）に隣接する土地に限る。）について、その所有者及び地番の調査並びに当該一筆又は二筆以上の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができる。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

3 地方公共団体又は土地改良区等は、第一項の規定に基づき地図及び簿冊を作成したときは、遅滞なく、その旨を公告し、同項の調査及び測量が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、前項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について準用する。

5 地方公共団体又は土地改良区等は、前項において準用する第十八条の規定により送付した地図及び簿冊（以下「街区境界調査成果」という。）について、都道府県にあつては国土交通大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に、政令で定める手続により、その認証を請求することができる。

6 第十九条第二項から第四項までの規定は、前項の認証の請求があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

7 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第十九条第二項の規定により街区境界調査成果を認証した場合においては、当該街区境界調査成果に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、当該街区境界調査成果の写しを送付しなければならない。

8 登記所は、政令で定めるところにより、前項の規定により送付された街区境界調査成果の写

しに基づいて、表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならない。

前条の規定は、第六項において準用する第九条第二項の規定により街区境界調査成果が認証された場合について準用する。この場合において、前条中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

都道府県知事又は市町村長は、前項において準用する前条第一項の規定により街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合には、地籍調査以外の測量及び調査において街区境界調査成果に係る情報の活用が図られるよう、当該情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**第五章 雜則**

（国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣、事業所管大臣及び都道府県知事が行う報告の請求及び勧告）

**第二十二条** 國土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣は、國土調査を実施する者に対し、隨時、當該國土調査の実施に關し、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

**第二十二条の二** 國土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣は、國土調査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、國土調査に從事する測量業を掌む者に對し、當該國土調査の実施の状況につき、必要な報告を求めることができる。

（國土調査に關係がある測量又は調査に關する報告及び資料の提出の請求）

**第二十三条** 國土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣は、この法律に規定

するその権限の行使について必要があると認め  
る場合においては、国土調査と関係がある測量

2 又は調査を行う者に對し、報告及び資料の提出を求めることができる。

3 都道府県知事は、第十五条に規定する事務を行うために必要があると認める場合においては、当該都道府県の区域内における市町村その他の者で国土調査と関係がある測量又は調査を行ふものに対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

（国土調査を実施する者） 第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）は、当該国土調査の実施のために必要がある場合には、その調査と関係がある測量又は調査を行ふ人又は法人に対し報告及び資料の提出を求めることができる。

（調査等に対する勧告）

**第二十三条の二** 土地改良区等を所管する大臣これに準ずる者で政令で定めるものがその所有又は管理する土地について地籍調査に類する調査又は測量を行う場合において、その正確さを確保し、又は重複を除くため必要があると認めるとときは、国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣に対して必要な助言等を求めることができる。

（国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣の助言）

**第二十三条の三** 国土調査に従事する測量業を當む者は、当該国土調査の実施のために必要があるときは、国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣に対して必要な助言等を求めることができる。

（国土交通大臣の援助）

**第二十三条の四** 土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣の助言）

（国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係者に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に関する助言を行う者の派遣又はあつせんその他必要な援助を行うことができる。（報告の徵収等）

関する報告又は資料の提出を求めることができる。

**第二十四条** 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するため必要がある場合において立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせることは、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により宅地を除く。の使用を一時制限し、あらかじめ占有者に通知して、土地（宅地を除く。）、工作物若しくは樹木を一時使用することができる。

（試験材料の採取収集）

**第二十五条** 国土調査を実施する者は、その実施を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書（立会又は出頭）

第二十五条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人を現地に立ち会わせることができる。

2 国土調査を実施する国の機関又は地方公共団体は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、当該国土調査に係る土地の所在する市町村内の事務所への出頭を求めることができる。

（障害物の除去）

**第二十六条** 国土調査を実施する者は、その実施のためにやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又は垣、さくその他これらに類するものを伐除させることができる。

2 土地調査を実施する者は、山林、原野又はこれらに類する土地で当該国土調査を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることを得ることが困難であり、かつ、植物又は垣、さくその他これらに類するものの現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にからわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該国土調査に従事する者にこれらを伐除させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

（標識等の保管）

第三十一条 何人も移転、き損その他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

（土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用）

**第二十七条** 国土調査を実施する者は、第二十八条の規定による試験材料の採取収集及び第三十条の規定による標識等の設置のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、土地（宅地を除く。）、工作物若しくは樹木を一時使用することができる。

（試験材料の採取収集）

**第二十八条** 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、当該国土調査が行われる土地にある土じよう、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。（損失補償）

第二十九条 第二十六条第一項又は第二項の規定により植物若しくは垣、さくその他これらに類するものを伐除させ、又は第二十七条の規定により土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、これらの規定により伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した者は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

（測量法）

第二十条 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（標識等の設置及び移転）

第三十条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要な標識又は調査設備（以下「標識等」という。）を設置することができる。

2 国土調査を実施する者は、前項の規定により標識等を設置した場合においては、遅滞なく、当該標識等の所在地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

3 標識等の敷地又はその附近で、標識等の、き損その他その効用を害する虞がある行為をしようとする者は、当該標識等を設置した者に対し、理由を詳記した書面をもつてその標識等の移転を請求することができる。

4 前項の請求に理由があると認める場合においては、当該標識等を設置した者は、これを移転しなければならない。この場合において、その移転に要する費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

（標識等の保管）

第三十一条 何人も移転、き損その他の行為によ

り、標識等の効用を害してはならない。

（所有者等関係情報の利用及び提供）

第三十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人の氏名又は名称、住所その他の所有者その他の利害関係人に関する情報（次項及び第三項において「所有者等関係情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができます。

（地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例）

第三十二条の三 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、不動産登記法第一百二十二条第三項の規定にかかるわらず、登記官に対し、手数料を納付して、当該地籍調査に係る土地に関する同項の登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

2 前項の登記の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

（地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例）

第三十二条の四 第二十九条の規定は、特別地方公共団体による規定は、特別地方公共団体又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（測量法との関係）

第三十四条 国土調査を行うために実施する測量

調査を実施する場合にあつては、当該法人又は土地改良区等は、第五条第四項若しくは第六条第三項の規定により指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行うために土地の分割又は合併があつたものとして調査を行う必要がある場合において、当該土地の所有者がこれに同意するときは、分割又は合併があつたものとして調査を行うことができる。

（事務の区分）

第三十五条 第十九条第二項から第四項まで

（第二十一条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第二十一条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記又は所有権の保存若しくは相続による移転の登記を申請することができる）

2 前項の登記の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

（地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例）

第三十二条の五 第二十九条の規定は、特別地方公共団体による規定は、特別地方公共団体又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の二 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の三 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の四 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の五 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の六 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の七 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条の八 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中町村又は市町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

（特別地方公共団体に関する規定）



この項において同じ。) 以降の年度に支出される國の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる國の負担又は補助及び昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される國の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なほ從前の例による。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二号）少

附 則（平成元年四月一〇日法律第二二）  
昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される國の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、かお従前の例による。

の負担、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度にすべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越れたものについては、なお従前の例による。

（施行期日等）  
1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。  
2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度に於ける事務又は事業の実施に

よりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第五十六条の規定による改正後の国土調査法第六条の三第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定(国土調査法の一部改正に伴う経過措置)第二十八条 施行日前に第五十六条の規定による改正前の国土調査法第六条の三第三項の規定に

附則（平成二年七月一日法律第八）抄  
施行期日  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定期定（同法二百五十五条の九第一項に係る部分のうち、同義語の司する事項に係る部分に限る）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「前条の行為」といふ。）は、このままの施行

よりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第五十六条の規定による改正後の国土調査法第六条の三第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)



十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

**（罰則に関する経過措置）**

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七十二条** この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

**（施行期日）**  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日